

# 2021 北海道最賃情報

2021年7月5日〈No. 2〉

発行：連合北海道最賃対策委員会

## 労働局長、最賃審議会に改定審議を諮問

6月30日、第2回北海道地方最低賃金審議会が開催され、北海道労働局長から令和3年度の北海道最低賃金額改定について、調査審議を求める諮問を受けた。

諮問に際して上田労働局長は、「昨年度の答申では、感染症や消費税増税等による様々な影響を踏まえながら、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金については更なる引き上げを目指すことが社会的に求められていることも踏まえ、議論を行うこととするとの答申を受けた」と述べ、道内外の経済状況等にふれた後、「北海道経済は依然として厳しいが、中央の動き、北海道の状況をふまえ公労使で議論願いたい」と要請した。諮問を受けた北海道地方最低賃金審議会の亀野淳会長は「雇用・経済状況、目安をふまえ、審議していきたい」と答えた。

審議会では改定額の審議を具体的に行う専門部会の設置と委員の推薦について7月12日締め切りで行うことも確認された。

今後の審議日程について事務局は「10月1日発効とするには8月5日までの答申が必要。審議に協力いただきたい」と協力を求めた。なお、中央最低賃金審議会(中賃)は7月16日に目安答申を予定しており、北海道地方最低賃金審議会には同19日開催予定の第3回審議会でも目安の伝達が行われる見込み。

また、特定(産別)最賃額の改定審議必要性の有無については、従前通り専門部会の決議があれば本審決議とみなすことも確認された。

### ●中賃目安小委員会で基本的見解を表明

7月1日に開催された中央最低賃金審議会第2回目安に関する小委員会では、労使双方が2021年度地域別最低賃金額改定の目安に関する基本的見解を表明し、労働者側は「最低賃金を改定しないことは社会不安を増大させ、格差を是認することと同義であり、中賃の役割からしてあってはならない。最低賃金の確実な引き上げにつながる『有額』の目安を示し、社会安定のセーフティネットを促進し、最低賃金法第一条にある『国民経済の健全な発展に寄与する』という目的を達成すべき」など見解を表明した。次回の小委員会は7月7日に予定されている。



最低賃金額改定について調査審議の諮問を受ける亀野会長(左)